

# 令和4年度下半期の財政事情 (令和5年3月31日現在の執行状況)

市民の皆さんに納めていただいた税金やその他の歳入などが、どのようなことに使われたのかを知っていただくため、予算の執行状況をお知らせします。なお、出納整理の期間（4月1日～5月31日）の数字が含まれていませんので、決算の数字とは異なります。（表の金額は概算です。）

※出納整理期間：前会計年度末までに確定した歳入や歳出について、未収や未払いとなっている現金の整理を行う期間

## ■一般会計 歳入の状況

科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	140億1,151万円	140億4,341万円	100.2%
地方譲与税	6億2,442万円	6億2,666万円	100.4%
地方消費税交付金	22億8,089万円	23億7,769万円	104.2%
地方交付税	104億4,099万円	110億1,011万円	105.5%
分担金・負担金	4億 682万円	1億7,490万円	43.0%
使用料・手数料	5億 755万円	4億6,950万円	92.5%
国庫支出金	76億7,141万円	64億8,398万円	84.5%
県支出金	36億6,591万円	29億6,495万円	80.9%
繰入金	15億1,547万円	652万円	0.4%
繰越金	19億8,564万円	20億 323万円	100.9%
諸収入	7億8,369万円	5億8,538万円	74.7%
市債	41億4,465万円	8億7,856万円	21.2%
その他	17億1,573万円	16億8,599万円	98.3%
合計	497億5,468万円	433億1,088万円	87.0%

## ■一般会計 歳出の状況

科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	2億7,626万円	2億6,730万円	96.8%
総務費	87億8,610万円	50億2,657万円	57.2%
民生費	160億6,445万円	126億5,210万円	78.8%
衛生費	50億6,884万円	41億4,611万円	81.8%
労働費	6,131万円	6,010万円	98.0%
農林業費	28億2,872万円	19億9,105万円	70.4%
商工費	11億8,650万円	10億4,676万円	88.2%
土木費	31億4,288万円	23億6,910万円	75.4%
消防費	19億5,805万円	15億9,846万円	81.6%
教育費	42億5,274万円	30億9,815万円	72.9%
災害復旧費	3億5,959万円	7,750万円	21.6%
公債費	57億3,924万円	57億3,825万円	99.9%
予備費	3,000万円	0万円	0.0%
合計	497億5,468万円	380億7,145万円	76.5%

予算現額には、翌年度に限り繰り越して使用することができる繰越明許費を含んでいます。

## ■特別会計・財産区特別会計 歳入歳出の状況

会計名	予算現額 A	歳入		歳出		
		収入済額 B	収入率 B/A	支出済額 C	執行率 C/A	
特別会計	国民健康保険事業	92億 158万円	80億4,474万円	87.4%	82億1,502万円	89.3%
	住宅新築資金等貸付	3,163万円	1,910万円	60.4%	3,152万円	99.7%
	駐車場事業	4,373万円	4,092万円	93.6%	2,858万円	65.4%
	介護保険事業	106億7,183万円	90億9,124万円	85.2%	91億2,791万円	85.5%
	サービスエリア	2,822万円	831万円	29.4%	2,474万円	87.7%
	後期高齢者医療	13億1,465万円	12億1,640万円	92.5%	11億2,728万円	85.7%
財産区	島ヶ原財産区	3,177万円	3,176万円	100.0%	849万円	26.7%
	大山田財産区	1,341万円	1,570万円	117.1%	1,009万円	75.2%

## ■市債（借入金）の状況

区分	残高
一般会計	466億 569万円
特別会計	0万円
企業会計	244億 765万円
合計	710億1,334万円

## ■主な基金の状況

基金とは、家計に例えると貯金のようなものです。基金の総額は191億5,028万円です。主なものは次のとおりです。

区分	残高
財政調整基金	67億5,790万円
伊賀市振興基金	28億1,580万円

## ■一時借入金の状況

一時借入金とは、支払いのための現金不足を補うために借り入れる資金で、同じ会計年度中に返済されるお金です。

区分	残高
一般会計	0円
特別会計	0円
企業会計	0円

【問い合わせ】 財政課  
☎ 22-9608 FAX 24-2440  
✉ zaisei@city.iga.lg.jp



# オンライン申請できる手続きが増えました

## ◆デジタル行政サービス「ポチッと申請」

オンラインで手続きできる戸籍や住民票、税関係の各種証明書の交付申請に加えて、児童手当の認定請求申請や、保育所の利用申込申請、要介護・要支援認定申請など、19の行政手続きを追加しました。

スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、インターネットを通じていつでもどこでも申請できます。市ホームページにある申請フォームからグラファアのアプリをダウンロードして手順に沿ってご利用ください。

## 【追加した申請】

### ◆子ども未来課 ☎ 22-9677

- ①児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- ②児童手当等の額の改定の請求及び届出
- ③氏名変更/住所変更等の届出
- ④受給事由消滅の届出
- ⑤未支払の児童手当等の請求
- ⑥児童手当等に係る寄附の申出

- ⑦児童手当に係る寄附変更等の申出
- ⑧受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- ⑨受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- ⑩児童手当等の現況届
- ⑪児童扶養手当の現況届の事前送信

### ◆保育幼稚園課 ☎ 22-9655

- ⑫保育所等の利用申込申請

### ◆介護高齢福祉課 ☎ 26-3939

- ⑬要介護、要支援認定（新規・更新・区分変更・転入）
- ⑭居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- ⑮介護保険被保険者証等の再交付申請
- ⑯高額介護（予防）サービス費の支給申請
- ⑰介護保険負担限度額認定申請

### ◆介護高齢福祉課 ☎ 22-9634

- ⑱居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請（償還払）
- ⑲居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請（受領委任払）



【問い合わせ】 デジタル自治推進局 ☎ 22-9622 FAX 22-9672 ✉ dx@city.iga.lg.jp



# 令和5年度の市・県民税をご確認ください

## ◆6月12日(月)に納税通知書を発送します

市・県民税は、金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリ・伊賀市税納付サイトで納付ができます。

## 【普通徴収の納期限】

普通徴収の場合は年4回で、6月・8月・10月・1月の各月末が納期限です。

※土・日曜日、祝日の場合は翌日

確定申告書で給与、公的年金等に係る所得以外（4月1日現在65歳未満の人は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の欄に「自分で納付」を選択した場合は、課税計算の結果により納税通知書を送付しています。

なお、給与からの引き落としによって徴収する税額などは、事業所へ送付する通知書をご確認ください。



## 【公的年金からの引き落とし（特別徴収）の

### 対象となる人へ】

4月1日現在65歳以上の人で年金所得に対して市・県民税の納税義務がある人は、公的年金からの特別徴収によって徴収します。

※今年度65歳になり、新たに特別徴収の対象になる人は、次の表の計算方法が適用されます。

納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とす (特別徴収)		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

※公的年金以外の所得に対する市・県民税額は、普通徴収または給与からの引き落としになります。

※介護保険料が年金から引き落としされていない人や、市・県民税が老齢基礎年金などの額を超える人は普通徴収になります。

【問い合わせ】 課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618 ✉ kazei@city.iga.lg.jp

